

(案)

学校給食における 食物アレルギー対応マニュアル



平成30年 月
生駒市教育委員会

目 次

第1 食物アレルギーについて

- (1)食物アレルギーとは
 - ①食物アレルギーの定義
 - ②食物アレルギーの仕組み
 - ③食物アレルギーの原因
 - ④食物アレルギーのタイプ
 - ⑤食物アレルギーによる症状
 - ⑥アナフィラキシー
- (2)生駒市の学校給食等の概要
- (3)生駒市における食物アレルギーの状況

第2 学校給食センターにおける対応

- (1)基本方針
- (2)実施基準
- (3)食物アレルギーの対応方法
- (4)対応食(除去食)の対応
- (5)対応食提供の流れ
- (6)選択表の記入方法

第3 実施までの流れ及び受け入れ体制

- (1)申請の流れ
- (2)実施までの毎月の流れ

第4 学校における対応

- (1)対応食の受け渡し・配膳・片付け
- (2)教職員の役割
- (3)児童生徒への対応
- (4)学校給食以外での配慮
- (5)給食対応の組織と支援体制

第5 緊急時の対応

第6 関係書類及び様式

第3 実施までの流れ及び受け入れ体制

(1) 申請の流れ

学校給食における食物アレルギー対応は、児童生徒の食物アレルギーを把握することから始まるため、新規希望者や進級時の継続希望者には必要書類の提出を求めます。必要書類の提出を受けた学校は、それぞれの書類の原本ないしコピーを個別面談までに給食センターに提出します。

新小学1年生 4月開始の場合

新小学1年生	在校生	内 容
11月 就学時健診	2学期	① 食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握
2月 入学説明会		② 保護者へ必要書類の配付
2月初旬	1月～2月中旬	※ 書類の提出
2月中旬		③ 対象の児童生徒の保護者との個別面談の実施(学級担任以外)、面談記録書類の作成
2月末～3月上旬	2月末～3月上旬	④ 「(仮称)食物アレルギー対応委員会」の開催
3月中旬頃	3月中旬頃	⑤ 対応の決定及び保護者への通知
4月(給食開始までに)		※ 対象の児童生徒の保護者との個別面談の実施(学級担任含む)
4月	4月	⑥ 食物アレルギー対応の開始
通年		⑦ 評価

新小学1年生 6月開始の場合

新小学1年生	在校生	内 容
11月 就学時健診	2学期	① 食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握
2月 入学説明会		② 保護者へ必要書類の配付
3月	1月～2月中旬	※ 書類の提出
4月中旬まで		③ 対象の児童生徒の保護者との個別面談の実施(学級担任含む)、面談記録書類の作成
4月末～5月上旬	2月末～3月上旬	④ 「(仮称)食物アレルギー対応委員会」の開催
5月中旬頃	3月中旬頃	⑤ 対応の決定及び保護者への通知
6月	4月	⑥ 食物アレルギー対応の開始
通年		⑦ 評価

※ 新小学1年生に対する除去食対応が6月からとなる場合、それまでは、保護者が献立表と加工食品配合表等を見てアレルギーを確認し、食べるか食べないか、給食の一部又は全部について家庭から弁当を持参するか等の対応となります。

※ 年度途中で、食物アレルギー症状を発症したり、症状に変化があったりした場合は、随時対応します。

【個人情報の取り扱いについて】

・児童生徒の食物アレルギーに関する情報については、関係書類の保管等、個人情報の保護に十分留意します。

1. 食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握

ア 小学校入学時については、就学時健康診断の際に保護者が提出する調査票等により把握する。

イ 転入生については、転入手続きの際に保護者に確認することにより把握する。

ウ 在学中の児童生徒については、保健調査票及び「学校生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー用)」等により把握する。

2. 保護者へ必要書類の配付

ア 入学説明会や転入時等に、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対して「学校生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー用)」等を配付し、原因食物の除去等を指導している主治医により記載された「学校生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー用)」等を、入学前及び転入時等に学校へ提出するよう求める。

イ 新たに食物アレルギー症状を発症した場合についても、同様に配付して、原因食物の除去等を指導している主治医により記載されたものを、学校へ提出するよう求める。

※ 「学校生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー用)」等は、医療機関での文書の記入に際し文書作成料が発生し、その費用は保護者負担となることを確認します。

3. 対象の児童生徒の保護者との個別面談の実施、面談記録書類の作成

ア 必要書類を提出した児童生徒の保護者で、除去食の対応に該当する人が対象となる。

イ 個別面談は学校が日程調整を行い、校長又は教頭、学級担任、養護教諭、給食主任、栄養教諭又は学校栄養職員等が必ず出席する。また、保護者から提出された書類を基に行い、学校が面談記録書類や必要に応じてその他資料等を作成する。在校生(新規発症、症状変化)や転入生の場合も随時、個別面談を行う。

4. 「(仮称)食物アレルギー対応委員会」の開催

ア 校長は、調査票、管理指導表、面談記録などの書類を、個別面談終了後に取りまとめ、教育委員会に提出する。それを受けた教育委員会は(仮称)食物アレルギー対応委員会に対し、対応実施の決定を依頼する。

イ 学校給食における食物アレルギー対応の現在の対応状況、児童生徒の実態、調理場の施設設備等を考慮した上で検討し、決定する。

5. 対応の決定及び保護者への通知

ア 対応委員会での対応実施の決定に基づき、食物アレルギー対応食実施決定通知を学校経由で保護者へ通知する。その内容については面談等を通して、学級担任が説明を行い、理解を得る。

イ 保護者からの要望(除去食)に対応できない場合は、丁寧にその理由や状況(大量調理の状況、設備、人員配置等)を説明し、理解を得るようにする。

6. 食物アレルギー対応の開始

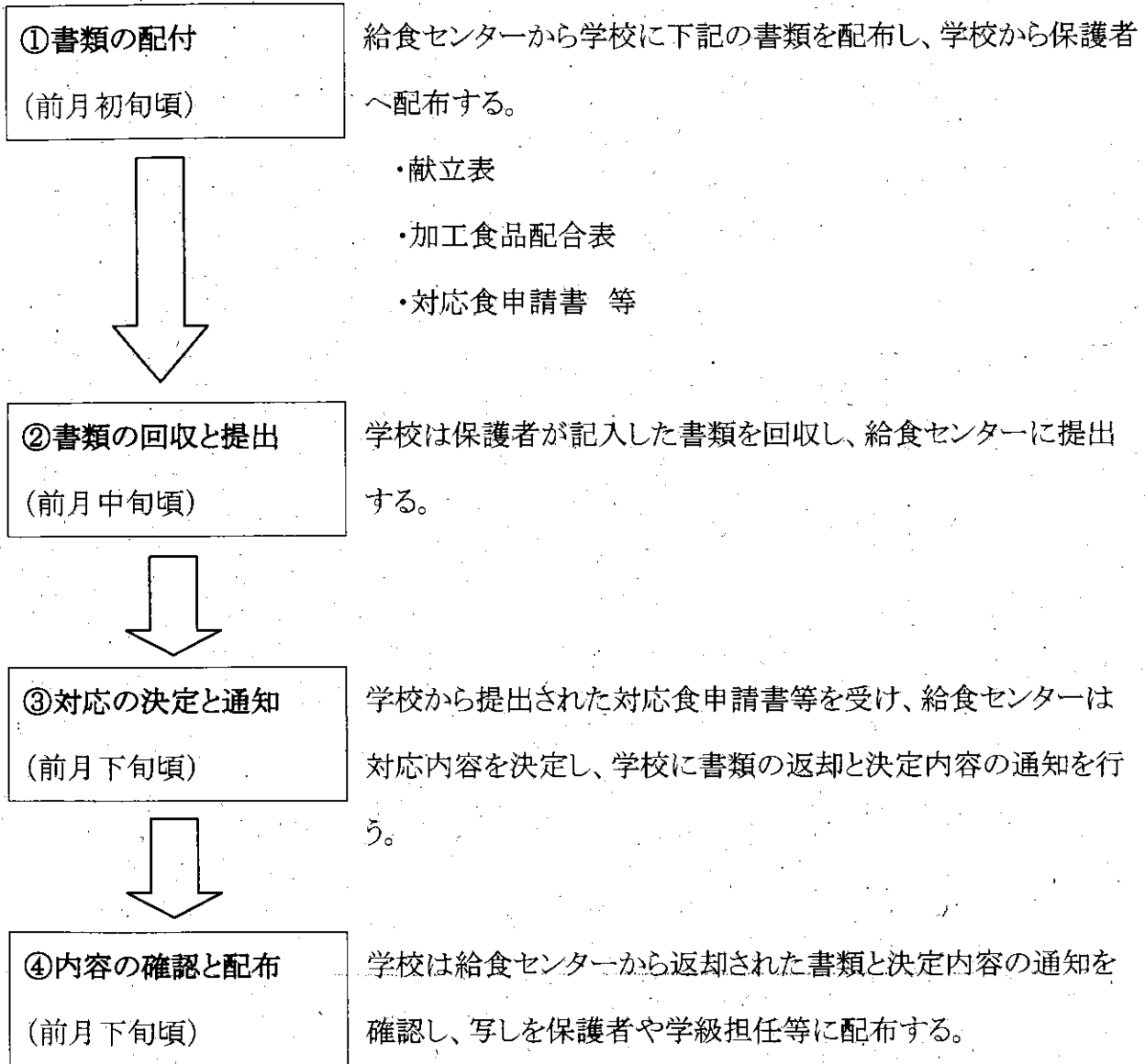
ア 学校給食における食物アレルギー対応の決定事項については、校長がその内容を全校職員へ周知徹底し、共通理解を図る。

7. 評価

ア 症状の変化によっては、保護者、学級担任、養護教諭、給食主任、栄養教諭又は学校栄養職員等は、必要に応じて医師等と相談しながら、対応の見直しを検討する。

イ 次年度に向けて「学校生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー用)」等の必要書類の提出を毎年、求める。

(2) 実施までの毎月の流れ



※ 日程はあくまでも一例であり、年度始め・学期始め・ゴールデンウィークなどの連休等がある場合は多少前後することがあります。

※ 食物アレルギー対応食を実施していくうえで必要な書類については、提出期限を厳守し、期限までに提出されなかった場合は、対応食の開始が遅れることになるので、充分注意するよう、面談時等に説明し、保護者の理解を求めます。